

# 相生市自治基本条例（案） に対する意見の募集について

相生市では、平成 23 年からスタートした第 5 次総合計画において、新たな公によるまちづくりを推進し、更に進展する地方分権時代に対応していくために、地域が自らの考えと責任において地域運営を担う重要性から、自治基本条例(案)を作成しました。

自治基本条例とは、憲法や地方自治法が主として間接民主制のルールを保障するなか、市民参加による直接的な地方自治を想定していないため、今後、更に市民参加を積極的に行っていくうえで必要な条例であります。

そこで、相生市が作成した自治基本条例の（案）を公表し、市民の皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただきました意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、意見に基づき案の修正をしたときは修正内容と理由をあわせて公表いたします。

## 【自治基本条例策定経過】

参画と協働のまちづくりを推進するための基本ルールを定める条例の制定は、参画と協働の主体である市民参加が不可欠であることから、策定においては、市民との協働を重視しました。

平成 23 年 5 月に市民検討委員を公募し、結果として 19 人の委員により、相生市自治基本条例市民検討委員会（以下「市民検討委員会」。）を組織し、7 月から翌 3 月まで計 10 回の市民検討委員会を開催し、条例の原案を作成しました。

一方で、行政としては、条例の制定に向けて、本市課長級からなる庁内検討委員会を設置し、条例原案の骨格の検討及び市民検討委員会の原案を法制的視点から精査しました。

その結果、平成 24 年 3 月に条例案がまとまりました。

## 1 意見提出期間

平成24年4月26日（木） ～ 平成24年5月24日（木）

## 2 ご意見を提出できる方

- (1) 相生市に住所がある方
- (2) 相生市に事務所又は事業所がある方
- (3) 相生市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 相生市内の学校に在学する方
- (5) 相生市に納税義務がある方
- (6) この条例に利害関係がある方

## 3 意見の提出方法

必ず住所、氏名を明記のうえ、郵便（提出期限必着）、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出ください。（様式は自由）

氏名及び住所の記載のない場合は受付をいたしませんので、必ず氏名及び住所を忘れずに明記してください。

## 4 条例（案）の入手方法

「相生市自治基本条例」（案）は、市ホームページ、市役所1号館2階公文書公開コーナーまたは企画財政課企画係でご覧いただけます。

※策定経過についても、市ホームページでご覧いただけます。

## 5 その他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。

お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

## 6 問い合わせ・意見提出先

〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号

相生市企画管理部企画財政課 企画係

電話 (0791) 23-7124

FAX (0791) 22-6439

電子メール [kikaku@city.aioi.hyogo.jp](mailto:kikaku@city.aioi.hyogo.jp)